

1 3 審議会等の会議の公開に関する指針

平成14年 2月28日制定
平成18年12月 1日一部改正
平成19年 3月 9日一部改正

1 目的

この指針は、審議会等の会議の公開に関する基本方針を定め、審議等の状況を明らかにすることにより、県政に関し県民に説明する責務を全うし、県民の県政に対する理解と信頼を深め、もって開かれた県政を実現することを目的とする。

2 対象とする審議会等

この指針の対象とする審議会等は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき設置された附属機関及びこれに類するものをいう。

3 審議会等の公開の基準

審議会等の会議は、法令等の規定により公開することができないとされているときを除き、公開するものとする。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該会議を公開しないことができる。

- (1) 大分県情報公開条例（大分県条例平成12年条例第47号。以下「条例」という。）第7条各号に規定する情報に該当する事項について審議等を行うとき。
- (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議等が著しく阻害され、会議の目的が達成できないと明らかに予想されるとき。

4 公開又は非公開の決定

- (1) 審議会等は、3に定める公開の基準に基づき、会議の公開又は非公開の決定を行うものとする。
なお、公開の会議中において、会議を非公開とすべきであると認められるに至ったときは、審議会等は、会議を非公開とすることができるものとする。
- (2) 審議会等は、会議の審議等の事項に非公開とする事項とそれ以外の事項がある場合において、審議等を容易に分離して行うことができると認められるときは、非公開とする事項に係る部分を除いて会議を公開するものとする。
- (3) 審議会等は、会議の公開又は非公開を決定した場合は、その決定の内容を公にするものとする。なお、非公開を決定した場合は、その理由を明らかにするものとする。

5 公開の方法

- (1) 審議会等の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該審議会等の長が会議の傍聴を認めることにより行うものとする。
- (2) 審議会等は、公開する会議において傍聴を認める定員をあらかじめ定め、会場に一定の傍聴席を設けるものとする。また、記者席は、別に設けるものとする。
- (3) 審議会等の長は、会議を円滑に運営するため、傍聴に係る遵守事項を定め、会議開催中における会場の秩序維持に努めるものとする。

6 会議の開催の周知

審議会等は、会議を開催するに当たっては、当該会議の開催日の1週間前までに、次の事項を県情報センターに配架し、県ホームページに掲載するとともに、報道機関へ提供する等の方法により周知するものとする。

ただし、緊急に会議を開催する必要があると認められるときその他やむを得ない場合は、この限りでない。

- ア 審議会等の名称
- イ 開催日時
- ウ 場所
- エ 議題
- オ 公開又は非公開（一部公開を含む。）の別及び非公開にあつては、その理由
- カ 傍聴者の定員
- キ 傍聴手続き
- ク 問い合わせ先
- ケ その他必要な事項

7 会議資料及び会議結果の公開

(1) 審議会等は、公開した会議の資料及び結果について、当該会議終了後2週間以内に県情報センターで閲覧に供し、県ホームページに掲載するものとする。

(2) 審議会等は、会議を非公開とした場合であっても条例第7条各号に掲げる非公開情報に該当するものを除き、当該会議終了後2週間以内に会議録の概要を公開するように努めるものとする。

8 その他

(1) 知事は、次の事項を記載した審議会等調書を作成し、県民の利用に供することとする。

- ア 名称
- イ 設置根拠等
- ウ 設置年月日
- エ 委員数
- オ 委員の氏名及び所属団体等
- カ 審議事項等
- キ 事務局担当課名
- ク その他必要な事項

(2) この指針に定めるもののほか、この指針の実施に関し必要な事項は、別に定める。

9 適用期日

この指針は、平成14年4月1日以降に開催される審議会等の会議から適用するものとする。